

各森林管理局計画保全部長 殿
森林整備部長 殿

林野庁国有林野部業務課長

森林整備保全事業における支障木の取扱いについて

森林整備保全事業における工事（以下単に「工事」という。）の支障木（以下単に「支障木」という。）については、令和 3 年 2 月 4 日以降に入札手続を開始する工事から下記により取り扱うこととしたので、適切に対応願いたい。

記

1 支障木の処理手順

- (1) 原則として工事の入札手続前に立木販売による処分を検討すること。販売に当たっては、工事の工期に影響することなく支障木の搬出が完了するよう、計画的な販売に努めること。
- (2) 支障木の状態から明らかに販売の対象にならない、少量で販売が見込めない、工事の発注スケジュールとの関係上販売が困難である等立木販売による処分ができない場合又は立木販売の手続（不落随契を含む。）を行ったが契約に至らなかった場合は、2 のとおり請負工事費に含めることにより、工事受注者に処理させること。この場合においては、支障木の伐採集積に要する期間を適切に工期に反映させるとともに、立木販売による処分ができなかった理由及び経過について、対外的に説明できるように整理すること。
- (3) 分収造林及び分収育林に係る分収木、樹木採取区に生育する樹木等、国以外の者の権利の対象となっている樹木を支障木として処理する場合は、分収造林契約、分収育林契約、樹木採取権運用協定等の国以外の者との契約又は協定の定めを踏まえ、当該国以外の者の権利との関係で問題が生じないよう対応すること。

2 工事受注者に処理させる場合の取扱い

(1) 積算方法

- ア 伐倒処理費は、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年 3 月31日付け林野計第138号林野庁長官通知）の直接工事費に該当するものとしてその費用を積算すること。この場合において、積算する費用は支障木の処理作業等に直接必要な費用のみとし、間接的な経費が含まれることのないよう留意すること。
- イ アの場合において、当該支障木の処理作業が森林整備保全事業標準歩掛又は製

品生産事業において用いられる歩掛又は単価の適用条件に適合するか過去の工事実績等を参考に検討するものとし、適合しないと判断される場合は、設計単価については、森林整備保全事業設計積算要領等の細部取扱いについて（平成11年7月1日付け11-13林野庁指導部長、国有林野部長通知）1（4）の定めるところにより決定したものをを用いること。この場合において、森林整備保全事業標準歩掛の制定について（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）森林整備保全事業標準歩掛の留意事項4の定めるところにより、見積りによる歩掛又は単価を用いることができる。

ウ イの場合において、見積りを取得するときは、工事予定箇所の近隣に所在する林業事業体等に対し、具体的な作業予定時期、数量（樹種別の材積及び本数）、伐倒及び枝払い後の木寄せ予定位置、玉切りの必要の有無、集積場所、現地写真など可能な限り具体的な資料を提示し、原則として3者以上から取得すること。

なお、見積りは直接必要な費用のみとし、間接的な経費が含まれることのないよう取得すること。

エ 測量等のための灌木の処理などチェーンソー等による伐倒を伴わない場合は、共通仮設費の準備費に計上すること。

（2）契約図書への記載

現場説明書等において、別添の記載例を参考に支障木の処理条件を明記すること。

（3）その他

ア 契約図書（当初の設計条件により難しい場合、数量に差異が生じる場合等における変更後の契約を含む。）の定めるところにより工事を行い、工事受注者が契約図書と異なる数量、作業条件等により実施した場合には、事後的に設計変更を行わないこと。

イ 森林内における建設工事等に伴い生ずる根株、伐採木及び末木枝条の取扱いについて（平成11年11月16日付け11-16林野庁森林組合課長、林産課長、計画課長、造林保全課長、治山課長、基盤整備課長、業務課長通知）に留意の上、支障木が廃棄物とみなされないよう適切に取り扱うこと。

担当：業務課 災害対策分析官
森林土木専門官

【別添】現場説明書等への記載例

本工事で見込んである支障木の処理条件は以下のとおりです。

名称	規格寸法	採用単価	備考
伐倒	チェーンソー 本数〇〇本 材積〇〇m ³ 平均胸高直径〇〇cm	〇〇〇円/m ³	採用単価見積りによる
枝払い		〇〇〇円/m ³	採用単価見積りによる
玉切り		〇〇〇円/m ³	採用単価見積りによる
木寄せ		〇〇〇円/m ³	採用単価見積りによる
集積		〇〇〇円/m ³	採用単価見積りによる
作業道作設	延長〇〇m	〇〇〇円/m	採用単価見積りによる